

平成15年6月26日
原子力安全対策課
(15-35)
<11時資料配付>

新型転換炉ふげん発電所の第18回定期検査開始について

このことについて、核燃料サイクル開発機構から下記のとおり連絡を受けた。

記

新型転換炉ふげん発電所（新型転換炉原型炉；定格出力16.5万kW）は、平成15年3月29日に運転を終了し、廃止措置準備期間中であるが、運転終了後も運用する設備の健全性を確保するため、原子炉等規制法に基づき、平成15年6月27日より約9カ月の予定で第18回定期検査を実施する。

なお、今定期検査では、原子炉内の燃料集合体を全て取り出した後、燃料集合体を再び原子炉に装荷できない措置を行い、再度運転できない状態^{*1}とする。

定期検査を実施する主な設備は、次のとおり本格運転中とほぼ同様であるが、蒸気タービン^{*2}の定期検査は実施しない。

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設および貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 原子炉補助系統施設
- (5) 計測制御系統施設
- (6) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (7) 放射線管理施設
- (8) 原子炉格納施設
- (9) 非常用電源設備
- (10) 電気設備

*1：原子炉が再度運転されないような措置が行われ、原子炉等規制法(研究開発段階炉規則)に基づく経済産業大臣の承認を受けた後は、非常用炉心冷却設備や原子炉冷却系等を定期検査の対象から除外できることとなるため、今定期検査の点検・検査項目は従来に比べて約3分の1に減少する。

- * 2 : 新型転換炉ふげん発電所は、電気事業法に基づく自家用電気工作物廃止報告書を去る5月に国に提出しており、今回から電気事業法に基づく蒸気タービンの定期検査は実施しない。

1 . 設備の点検工事について

(1) 海塩粒子による応力腐食割れに係る点検 (図 - 1 参照)

国内プラントにおいて、ステンレス配管に海塩粒子が付着し応力腐食割れが発生した事例に鑑み、海塩粒子が存在する可能性のある場所に設置されている、安全上重要で運転終了後も機能を維持する必要があるステンレス配管について、目視点検および塩分量測定を実施する。

今回の点検対象範囲は、原子炉補助建屋内のプール水冷却系配管と重水冷却・浄化系の配管とタンクである。

2 . 定期検査終了予定

平成16年 3 月末

問い合わせ先(担当：小西) 内線2354・直通0776(20)0314
--

海塩粒子による応力腐食割れに係る点検・調査

国内プラントにおいて、ステンレス配管に海塩粒子が付着し応力腐食割れが発生した事例に鑑み、海塩粒子が存在する可能性のある場所に設置されている、安全上重要で運転終了後も機能を維持する必要があるステンレス配管について、目視点検および塩分量測定を実施する。

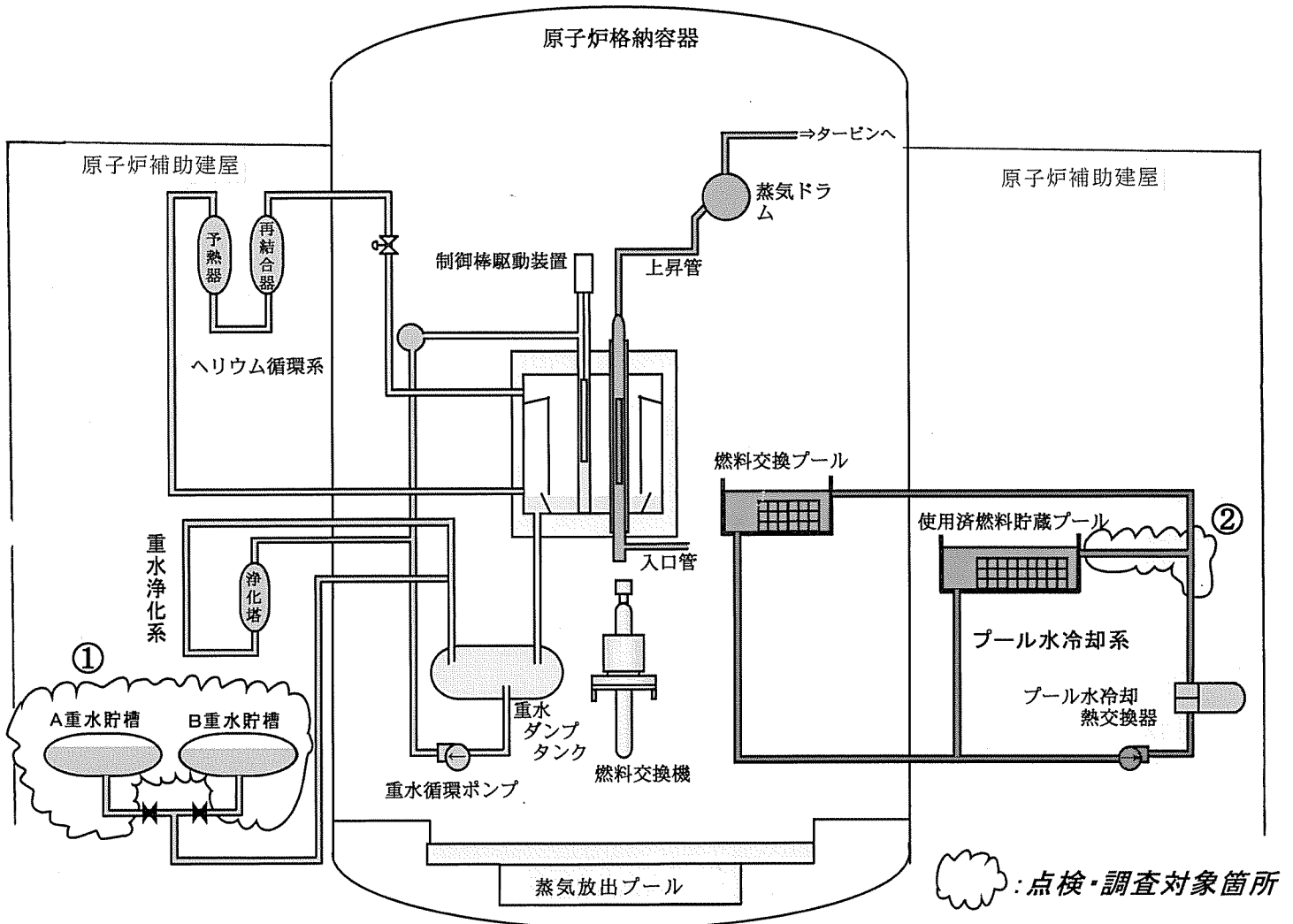
◎点検・調査箇所

①重水貯槽（重水冷却・浄化系）

：システムを休止した後、システム重水を貯留しているため。

②プール水冷却系配管（プール水冷却系）

：使用済燃料を貯蔵している間は、プール水冷却系にて除熱する必要があり、運転停止後も使用する系統。



海塩粒子による応力腐食割れに係る点検・調査箇所図

新型転換炉ふげん発電所 第18回定期検査工程表

項目	平成15年			平成16年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プラント工程	6/27 定期検査開始	燃料取出	燃料を再装荷できない措置	原子炉冷却系統化学除染						3/31 定期検査終了
原子炉本体								カラムトリップ点検		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設							プール水冷却浄化系点検			
原子炉冷却系統施設							原子炉補機冷却系点検		余熱除去系点検	
原子炉補助系統施設										垂水系点検
計測制御系統施設										
放射性廃棄物の廃棄施設										
放射線管理施設										
原子炉格納施設										
非常用電源設備										
電気設備										

注: 斜線部分が検査対象となる。